

会議録

会議の名称	西東京市特別職報酬等審議会（第6回）
開催日時	平成21年11月6日（金曜日） 午後6時00分から8時33分まで
開催場所	田無庁舎 5階501会議室
出席者	委員：浅川公紀、大屋 宏、高崎三成、筑井久雄、富田恵子、西道 隆、 蓮見一夫、原田 久、柳田由紀子（敬称略） 事務局：下田総務部長、手塚総務部参与兼職員課長、清水総務部主幹、森谷 職員課長補佐兼人事給与係長
議題	特別職の報酬等について
会議資料の 名称	平成21年度西東京市特別職報酬等審議会資料
記録方法	全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>浅川会長 平成21年度第6回特別職報酬等審議会を開催いたします。会議時間は90分間ですので、本日の会議は7時30分ごろ終了ということで、皆様のご協力をお願いいたします。前回の会議録は皆さん方に事前に配布されておりますので、確認し決定したいと思います。各委員の方で会議録の訂正、加除等がある方はいらっしゃいますか。</p> <p>では、ただ今の内容について修正を事務局で行った上で、第5回会議録については皆様のご承認をいただいたものとして取り扱わせていただきます。</p> <p>事務局 公開の手続きに入らせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>浅川会長 それでは、本日の審議を進めてまいります。既に皆様方には事務局より郵送で資料が配布されているかと思っておりますけれども、その中には、柳田委員、大屋委員、それから原田委員からの資料が含まれております。各委員会からの資料については後ほどご意見をいただく際にお話をいただくということにさせていただきたいと思っております。なお、柳田委員から配布された資料が本日机上にございます。それでは順番にいきましょうか。事務局からの資料につきまして、事務局に説明をお願いしたいと思います。</p> <p>事務局 それでは、事前に送付いたしました資料1から資料5-2までについて、ご説明いたします。</p>	

資料1 期末手当額の年間支給月数の改定後と現行額の比較一覧表

それでは、1ページ資料1「期末手当額の年間支給月数の改定後と現行額の比較一覧表」をご覧ください。

前回の審議会で追加諮問いたしました、一般職の期末手当の年間支給月数が4.50月から4.15月に0.35月引下げされる見通しですので、現行と改定後の期末手当を差し引きしますと、市長では441,000円、副市長では378,000円、教育長では340,200円、常勤の監査委員では294,000円、議長では273,000円、副議長では243,600円、常任委員長等では239,400円、議員では231,000円それぞれ1人当たり期末手当が減額となります。市長等及び議員全体では、期末手当の減額によりまして、8,248,800円の減額となります。

資料2 西東京市一般職（部長職）の最高給与支給額（給与改定後）と現行との比較

次に資料2「西東京市一般職（部長職）の最高給与支給額（給与改定後）と現行との比較」をご覧ください。

第4回審議会資料「特別職等の給与体系・水準について」で算出しました現行の年収額は11,763,787円で、給与改定後の部長職の最高給与支給額は、11,477,385円となり286,402円の年収減となります。つまり11,477,385円が体系で言います1という数字となります。

資料3 類似団体8市の平均倍率から算出した特別職等の年額及び月額給与水準（給与改定後）

次に資料3「類似団体8市の平均倍率から算出した特別職等の年額及び月額給与水準（給与改定後）」をご覧ください。

上の表「1 年収ベース」の上から5行目の部長級最高年収額2.の欄に、資料2で算出しました、給与改定後の部長職最高給与支給額11,477,385円を用いまして、下の表「2 月額ベース」の下から2行目、差引の欄で申し上げますと、市長では11,218円、副市長では12,512円、教育長では14,641円、常勤の監査委員では9,732円、議長では19,176円、副議長では21,582円、常任委員長等では4,545円、議員では17,785円、現行の月額より類似団体の平均倍率から算出した月額の方が高くなります。

資料3 - 2 資料3により算出した給料月額等と現行額の比較一覧表

次に資料3 - 2「資料3により算出した給料月額等と現行額の比較一覧表」をご覧ください。

資料3により算出しました給料月額及び報酬月額を、予算上千円単位の数値となっていること、また他市の状況等によりまして、千円未満を切り捨てた数値を用いまして、市長等の年収額等を算出したものです。

市長では給料月額は現行より+11,000円ですが、年収額は現行より-254,220円となります。副市長では給料月額は現行より+12,000円ですが、年収額では現行より-174,240円となります。教育長では給料月額は現行より+14,000円ですが、年収額では現行より-102,480円となります。常勤の監査委員では給料月額は現行より+9,000円ですが、

年収額は現行より-141,180円となります。次に議長では報酬月額が現行より+19,000円、年収額も現行より+49,620円となります。副議長では報酬月額が現行より+21,000円、年収額も現行より+112,980円となります。常任委員長等では報酬月額が現行より+4,000円ですが、年収額では現行より-171,480円となります。議員では報酬月額が現行より+17,000円、年収額も+57,660円となります。市長等及び議員全体で、類似団体8市から算出しました年収額は現行より98,400円の減額となります。

資料4 東京都25市の平均倍率から算出した特別職等の年額及び月額給与水準（給与改定後）

次に資料4「東京都25市の平均倍率から算出した特別職等の年額及び月額給与水準（給与改定後）」をご覧ください。

資料3と同様に、給与改定後の部長職最高給与支給額11,477,385円を用いまして、下の表「2 月収ベース」の下から2行目、差引の欄で申し上げますと、現行の月額より、市長では-36,097円、副市長では-28,044円、教育長では-12,397円となります。常勤の監査委員では現行の月額より+23,250円となります。現行の月額より、議長では-28,140円、副議長では-18,974円、常任委員長等では-36,011円、議員では-22,771円となります。

資料4 - 2 資料4により算出した給料月額等と現行額の比較一覧表

次に資料4 - 2「資料4により算出した給料月額等と現行額の比較一覧表」をご覧ください。

資料4により算出しました給料月額及び報酬月額の千円未満を切り捨てた数値を用いまして、市長等の年収額等を算出したものです。

市長では給料月額が現行より-37,000円、年収額では現行より-1,069,260円となります。副市長では給料月額が現行より-29,000円、年収額では現行より-870,420円となります。教育長では給料月額が現行より-13,000円、年収額では現行より-560,940円となります。常勤の監査委員では給料月額が現行より+23,000円、年収額では現行より+96,540円となります。議長では報酬月額が現行より-29,000円、年収額では現行より-765,420円となります。副議長では報酬月額が現行より-19,000円、年収額では現行より-566,220円となります。常任委員長等では報酬月額が現行より-37,000円、年収額では現行より-867,660円となります。議員では報酬月額が現行より-23,000円、年収額では現行より-621,540円となります。市長等及び議員全体で、東京都25市の平均倍率から算出した年収額は、現行より21,747,900円の減額となります。

資料5 類似団体8市及び東京都25市の平均倍率から算出した特別職等の年額及び月額給与水準（給与改定後）

次に資料5「類似団体8市及び東京都25市の平均倍率から算出した特別職等の年額及び月額給与水準（給与改定後）」をご覧ください。

資料3と同様に、給与改定後の部長職最高給与支給額11,477,385円を用いまして、下の表「2 月収ベース」の下から2行目、差引の欄で申し上げますと、現行の月額より、

市長では-9,060円、副市長では-7,766円となります。現行の月額より、教育長では+1,122円、常勤の監査委員では+16,491円となります。議長では現行の月額より-1,102円となります。副議長では現行の月額より+1,304円と高くなります。現行の月額より、常任委員長等では-15,733円、議員では-2,493円となります。

資料5 - 2 資料5により算出した給料月額等と現行額の比較一覧表

次に資料5 - 2「資料5により算出した給料月額等と現行額の比較一覧表」をご覧ください。

資料5により算出しました給料月額及び報酬月額の千円未満を切り捨てた数値を用いまして、市長等の年収額等を算出したものです。

市長では給料月額は現行より-10,000円、年収額では現行より-610,800円となります。副市長では給料月額は現行より-8,000円、年収額では現行より-513,840円となります。教育長では給料月額は現行より+1,000円、年収額では現行より-323,220円となります。常勤の監査委員では給料月額は現行より+16,000円ですが、年収額では現行より-22,320円となります。議長では報酬月額は現行より-2,000円、年収額では現行より-306,960円となります。副議長では報酬月額は現行より+1,000円ですが、年収額では現行より-226,620円となります。常任委員長等では報酬月額は現行より-16,000円、年収額では現行より-511,080円となります。議員では報酬月額は現行より-3,000円、年収額では現行より-281,940円となります。市長等及び議員全体で、類似団体8市及び東京都25市の平均倍率から算出した年収額は、現行より10,761,840円の減額となります。以上で資料説明を終わります。

浅川会長

ありがとうございました。資料の説明が終わりました。それでは、ただ今の説明について、わからない点、あるいは補足していただきたい点等があればお受けいたします。ご意見、ご質問等はございますか。

蓮見委員

僕もこの表を見てきたのですが、これはあくまでも類似団体あるいは25市というものの給与の比較ですね。倍率を掛けたものの比較ですね。現行が市長の場合1,050,000円となっていますけれども、改定後は1,061,000円かな。これは3 - 2という資料ですが、これは類似団体8市からの倍率の比較ということになりますよね。

事務局

類似団体8市の倍率で比較しまして、部長級の最高年収額は平均公民較差0.35%と期末手当の引下げ0.35月を加味したものということになります。

蓮見委員

そうですね。ただこれだと、改定後の場合は4.15となっており、現行はもちろん4.5なのですから、現行の給料に4.15を掛けた比較の方がわかりやすかったのではないかと。人事院勧告の資料に従ってやったらどういう数字になるかという表を添えてもらえると一番わかりやすかったのかなあという感じがするのですが、これではあくまでも他市との比較だけの問題になってしまいますので、現行このまま、例えば4.15なり0.35%下がるとかそういうような人事院勧告の方針に従った時の比較の表があると、もっと見やすかったのかなという気がいたします。

事務局

今の蓮見委員からのご要望としましては、人事院勧告の期末手当の月数を同じ形に揃えた比較があった方がよいということですね。

蓮見委員

そうですね。ただ人事院勧告通りに、この間諮問もありましたけれども、都に従った場合もおそらく減額になるのですね。その数字も出していただくと良い比較になるのかなと思うのですが。これだとあくまでも類似団体との比較、平均倍率との比較ではないので、ちょっと参考にしにくいというのかなという気がしまして。

浅川会長

今のこといかがですか。確かに言われてみればそういうことがありますね。では、ちょっとお聞きおきしておくことでよろしいですかね。他にはございますか。

資料1ということから見ていきますと、前回の会議で追加諮問された期末手当の減額に関するものですね。繰り返しになりますが、一般職の年間支給割合が年4.5月から4.15月に0.35月引き下げがなされた場合、特別職そして議員1人当たりの支給額にどのような影響があるかということについて説明があったと理解しています。追加諮問にあるとおり、市長等、教育長及び議員の期末手当については、これまで一般職と同様に人事院勧告及び東京都人事委員会勧告に基づく措置を講じてきた経過がありますので、今年度は年間支給割合を年4.5月から4.15月に0.35月引き下げる必要があるとのことですが、委員の皆様方、このように引き下げることでよろしいでしょうか。よろしゅうございますね。それでは、本審議会の決定事項として、年4.5月から4.15月につまり0.35月分引き下げるということを決めて答申に盛り込むということにしたいと思います。

次に格付けと倍率についての審議に入りたいと思います。本審議会は本日を含め残り3回となりました。本日の会議で格付け及び倍率を決定すると、そしてその結果報酬等の額が決定することとなります。次回11月12日は答申案の検討、最終回11月17日は市長へ答申というスケジュールであります。皆様方これでご了解を得ていると思います。

前回の会議で、今回第6回の会議で具体的な倍率の数値を委員の皆様方に述べていただくということを確認させていただいております。各委員の皆様方には、要点を踏まえた簡潔なご意見を伺いたいと思います。よろしいでしょうか。時間を制限するのはあまり好ましくないのですが、およそ10分程度ということでご理解をいただいて、お話をさせていただきたいと思います。ご協力をお願いいたします。

お話をさせていただくにあたっては、事務局から郵送された資料の順に、柳田委員、大屋委員、原田委員から順々にまずご意見をお願いいたします。では柳田委員からお願いします。

柳田委員

10分ではすまないと思いますけど。資料1～5までを用意いたしましたけれども、全部説明すると時間が足りませんので資料4を中心にいたしましてお話をしていきます。資料3は資料1の資料になっております。資料4の説明の時に、資料2を参照しながら説明させていただきたいと思います。一応これは改定の検討の前段の状況認識等の確認ということで、こういうものを踏まえて給与額について判断すべきであろうということです。重要と思いましたので、このことについても要点で説明させていただきます。それから具体的な案を説明させていただきたいと思います。資料4を中心としてお話しますが、平成20年4月1日に見直しを諮って改定された現行の給与、報酬の妥当性について現在の社会経済情勢、市民感情及び財政状況などを勘案し、検証すると諮問されましたのでこの大きな項目について3点を踏まえなければならないと考えました。まず、社会経

济情勢なんです、一番重要なのはこの消費者物価指数ではないかと思えます。これは日本では1999年から2005年までは持続的に下落しているデフレーション、欧米諸国とは違った動きをしておりました。2007年後半から2008年までは原油価格が急騰して物価も上昇しましたが、その後世界同時不況の影響で2009年初めから下落傾向が続いております。全国でも、それから東京都区部の推移も同じということで、これはデータを示していただきました。その後2009年8月以降、これも下落幅が4ヶ月連続で過去最大を更新しているというような事態です。現在も引き続き下落傾向が止まらないということになっております。ですので2007年の改定状況よりも経済情勢は非常に厳しくなっているということでございます。日銀が10月末に2009年から2011年まで3年間消費者物価指数が下落するという見通しを発表しました。2年間物価の下落が続くというのはデフレということなので、日銀としては3年間デフレを前提として考えているということです。デフレの状況の中では賃上げはありえなくって、そういう状況では企業の意欲をそぎ、経済法則に反することでありえないことです。その次に直接には関係ないのですが、今の社会情勢をいろいろな観点から調べまして、何点かピックアップしたものがございます。2008年の倒産件数が12,681件ということで2年連続前年比増となっております。また負債総額というのが2008年は1兆9,113億200万円と戦後7番目の高水準になったということが記されています。上場企業の倒産が戦後最悪を更新したとなっております。それから次に失業率と求人倍率です。完全失業率が2009年4月に5%、7月に過去最悪の5.7%になった、8月は5.5、9月は5.3と少しずつは改善しておりますけれども5%台の維持というのは非常に失業率が高い状況です。特に7月は過去最大の増加幅となっているということで、103万人前年同月比増加しております。そして8月は増加幅は縮小しましたが、人数としては361万人とさらに増加していると。9月も人数としては増加して363万人というふうになっております。有効求人倍率は7月が0.42倍と3ヶ月連続で過去最低を更新している状況です。少しずつこれも改善して、8月0.42倍、9月0.43倍となっておりますけれども、依然として雇用状況の厳しさは変わらない、こういう状況になっております。この理由としては自己の理由ではなく勤め先の都合で失業する方が非常に多くなっているのが特徴です。その次に所得水準をみてみます。これは厚生労働省の国民生活基礎調査による1世帯あたりの平均所得金額なのですが、これは資料2の10、11ページをご覧ください。これが一世帯あたりの平均所得金額の推移をグラフにしたものです。一番高かったのが平成6年で664万2千円。あとはずっと平均所得が減少しております。2008年の時点で556万2千円ということになっておりまして1981年以来19年ぶりに低水準となっております。ピーク時と比べると約108万円低くなっているということです。11ページをご覧くださいとこれが度数分布となっております。所得が最も多い階層というのが、300万円から400万円未満ということで構成比が13%、次いで200万円から300万円未満が12.8%で、中央値は448万円ということで、平均所得556万2千円よりも低い世帯の割合が60.9%ということで、半分以上の世帯が平均よりも低いところにあるということになっております。これが2008年の状態ですので、2009年はもっと雇用情勢が悪化したり不況が続いておりますので、全体平均所得金額はさらに落ち込んでいる可能性が高いと思われま。特別職報酬等の関連で、どの辺に位置するかということを見てみますと、議員報酬で200万から1,000万未満ということで、全体では上位16%の階層になるんですね。飛ばしまして市長相当ですと、1,800万から1,900万未満ということで、理事長職、つまり報酬だけではなくて収入が他にございましたから、所得というふうに考えると、1,900万超えますので、1,900万から2,000万未満をみますと、0.2%というところに

属する。最高所得が2,000万以上と1.3%となっておりますから、市長職としては全体の上位の1.6%から1.5%の階層に属するということになりますね。市長など特別職は個人所得ですから、世帯当たりの平均所得との平均でこのような位置にあるということで、高額所得の層に属しているということがわかつてと思います。民間所得との比較をしてみました。給与として月額で与えられております民間給与と比較するのに参考になると思われました。民間給与、これは国税庁の資料ですけれども、1年間を通して勤務した給与所得者の平均給与が、429万6千円で、前年より6千円、1.7%減少と、ここでも減少傾向が現れている。それで2008年は過去最大の下げ幅となったというふうになっております。次のページの真ん中あたりですが、事業所別の給与階級分布ということで、従業員10人未満では100万から200万円の層が一番多いということです。それから30人以上の事業所では、300万から400万が16.2%と最も多い。それから企業規模別ですと、資本金が小さい2,000万未満だと300万から400万が20%と最も多い。資本金が10億円以上の株式会社では、500万円から600万円が12.2%と最も多いということで、やはり個人事業所や従業員人数が少ない事業所、しかも資本金が小さい事業所は給与水準が低いということがわかります。ここでも議員相当と市長相当を比べてみますと、議員相当は900万円から1,000万円以下で1.9%、全体の上位6.8%の階層に属します。21ページの表をご覧ください。給与階級別分布ということで、合計のところをご覧くださいますと、1.9%となっております。市長等は1,500万円から2,000万円ということで0.8%という階層になります。これは個人の所得全体を表したものではありませんが、特別職はやはり給与所得者の中でも高所得額に属しているということになります。続いて、西東京市の個人市民税ですけれども、一番最後をご覧ください。これは西東京市個人市民税課税標準額階級別納税義務者数分布ということなんですけれども、これをグラフ化したものです。200万円以下が全体の55.8%を占めております。これは第3回目の資料の7のところの表を見ますと、200万から700万の中間層が0.4ポイント減って、低額層が0.3ポイント、高額層が0.1ポイント増加しているということになっているんです。2006年と比較しますと、中間層が0.8ポイント減少、低額層が0.6ポイント増加、高額層が0.2ポイント増加ということで、これは課税標準額から見て所得格差が次第に広がっているということがわかります。この間貧困率というのがございましたが、貧困率は厚生労働省の調査から出しているのですけれども、ついでに言及しておきますと、相対的貧困率というのが2008年は15.7%ということでこれは1998年14.6%で、貧困率が高くなっているという状況があります。つまり格差が非常に激しくなっている状況です。広がっているということです。次のページをご覧ください。西東京市1人当たり所得です。これは財政白書の平成19年度版に書いてありましたが、そのグラフを見ていただきますとわかると思いますけれども、西東京市1人当たりの所得金額は、1998年422万8千円をピークに減少し続け、2007年は微増でしたけれども、381万3千円となっております。今後はやはり下がるのではないかということです。市民の懐具合は非常に厳しくなっております。賃金と労働ということなのですが、東京都の「賃金、労働時間及び雇用の動き - 毎月勤労統計調査地方調査結果 - 」ということでございまして、これは勤労者の月額の実質賃金、東京都の場合435,111円ということで、全国平均よりは103,811円多くなっておりますね。これは一極集中ということで、東京は非常に賃金が高くなっているということになっております。次に一般職給与と改定状況を見る必要があります。給料と特別手当ですけれども、東京都と西東京市を見ますと、共に一般職の給料は減額ないし据え置きで推移しております。特別職の減額はの間なされておられません。一般職は給料が減額すれ

ば期末手当も連動して減額となりますけれども、特別職は連動していないということですよ。期末手当は減額しても、それのみであるということです。次に多摩地域の特別職の改定状況をみますと、1998年までは引き上げがございましたけれども、1999年以降は据え置き。2003年以降は7市が引き下げております。1999年というのはデフレになっていった時期ですね。全体的に下がっているわけですので、ここで上げるところはどこもなかった。引き上げたのは合併して高い方に合わせた西東京市ということですね。そして2007年の類似団体上位並みにした2回のみということになります。ざっとこれが社会経済状況ですけれども最近の新聞記事をみましても、戦後最大とか記録をとり始めてはじめてとかそういう厳しい数値がたくさん出ております。消費者物価指数の下落、倒産件数、負債総額の増加、過去最悪の失業率、最低の求人率等、世帯当たりの所得も給与所得者の所得も減少している。ということで市民の所得も減少している。所得格差も広がっているという状況である。一般職の給料は合併後、減額ないし据え置きで推移しているというような状況で、特別職の報酬が引き上げられたということは、状況としても妥当ではないということが考えられます。そして給与額が非常に高額であるということを確認しておきたいと思います。次に市民感情。これはですね。特別職報酬等引き上げに関する陳情が続出したということで、報酬が改定されて条例案が提案された平成19年の第4回定例会以降、毎回毎回、これは不採択になりましたけれども、陳情が相次ぎまして、全部で21本最近までなっている。これは引き上げの必要性が理解できないとか、行財政改革に反する、経費節減に反するというような意見が多かったです。それから引き上げ反対議員の報酬に関するもので、これは解決する必要があるという内容。それから審議会に対する批判とか、市長給与20%引き下げ、あるいは期末手当の役職加算是正等などもございました。解決されているものもございます。その他としては、この報酬引き上げに対する批判というものが、この2月に行われた選挙にも影響したということですね。引き上げを提案した現職市長がご自分の給与20%減額を公約にして当選されて、3月の定例会に提案されて4月から実施されたということになっております。ということは、民意としては、市長の現行給料20%減額することを認めているということですね。それから現職市長としては、確認しておきたいのは1期目の2006年に、行革推進の政治姿勢を示すものとして市長10%、副市長7%、教育長5%、常勤監査3%減額しているということです。この点に関して、市民は、減額措置については批判していないということがございます。3番目に財政状況ですけれども、西東京市の財政状況としては、財政力指数、実質収支比率、公債費比率、経常収支比率、実質収支比率等数字上では非常に安定しております。しかし一般会計から特別会計の国保と下水道事業の赤字を繰出金で補填しているということですね。これらを加えるとこの年度では102.3%でしたけれども、2008年度は100.9%まで下がっておりますけれども、100%を超える状態が続いておりまして、かなり財政は硬直化しているということです。それから合併特例債や臨時財政対策債により地方債残高は増加しますけれども、その一方で基金残高は減少し続けているということですね。自由に使える、余裕をもって使えるお金が少なくなっているということで、財政規模は大きくても、かなり引き締めていかねばならないということがわかります。歳入においても給与所得者が多い市民税ということでございまして、不況によりこれから所得が減額していきまして、税収の減収が見込まれるというふうに考えられます。ということで、逼迫しているわけではないのだけれども、やりくりして赤字をしのいでいるという実態があると思います。この時点での影響額が3,500万 + 引き上げられていたわけなのですけれども、これだけあれば行政サービスに大きく

貢献できるものではないかということです。それから、すみません長くなりまして。バランス的にどうみるかということで、カラーの柘目グラフをご覧ください。これはどうして比べてみましたかと申しますと、西東京市の財政講座がございまして、その中で、市民がクイズ我が町の台所事情というのをお作りになりまして、非常に良く財政を分析していらっしゃいます。その中に柘目を作って比較するというのがございまして、それを参考にさせていただきまして四角く作ってみました。市長給与と議員報酬を横軸に、いろいろ縦軸に歳入とか歳出とか比較するものをもってきまして、26市全部順位を比べてみたものです。給与とか報酬が高くて歳入とか歳出が高いものは、右上の方にきて、両方共低いものは左下で、これは比例するような形になっているものを選んでみたわけなのです。26ページと27ページ、19年度のもので、比べましたのは、引き上げ前の給与と報酬で西東京市は青く塗っております。歳入と歳出をみますと、西東京市の順位としては、だいたい良い位置というか、少し報酬としては低いところにいるかなあという感じはします。それからその次は28ページから、これは財政力指数の位置です。だいたい真ん中らへんの位置にあります。引き上げ前の額で比べております。その次が経常収支比率。これもだいたい真ん中らへんに位置していると。武蔵野市とか府中市とか調布市とか給与、議員報酬が高いところはやはり余裕をもってやっているということがわかります。30ページは地方債なので、これは全然右肩上がりではなくて、逆の右下がりのグラフになっておりますけれども、西東京市は地方債が合併で多くなっております。借金が多いところで、市長給与や議員報酬が多くなっております。それからその次が21年度の一般会計の市税割合と、32ページは市税人口1人当たり額順位となっております。これは引き上げ後の額です。これで言いますと西東京市は非常に高いところに、給与と報酬が、市税割合の1人当たりの額が税額に比べて高い、つまり市民がそんなに余裕をもって出していないところで報酬が高すぎるということでバランスを欠いているということではないかということがわかります。そんなところが財政状況で、上げているところがバランスが崩れているのではないかということです。西東京市の一番新しい財政白書を見まして、一番最後のところに行財政改革の必要性ということが書いてあります。これから合併特例債もなくなっていくと。そして市税収入も大幅な落ち込みも予想されるということがあります。それから歳出面では社会保障関係経費などで、量的・質的に行政需要は増加傾向にあるということで、まず市としては積極的に行財政改革を進めることが必要であり、これによって国や都からの財政支援に頼ることなく自立した行財政基盤を確立し、住民福祉の向上とまちづくりの増進に必要な財源を確保していく必要があるというふうにくくっています。つまりこれからはさらなる厳しい状況の中で財源を確保していかなければいけないという状況があります。ですので、私はまちの身の丈にあった給与とか報酬であるべきだというふうに考えます。なので高額な給料をいただきたいという方は公務員、とりわけ特別職としてはふさわしくないと考えます。市民生活を第一に考えて、市民のために働いていただくような方に市長になっていただくための給与の改定を考えたいということです。資料2に移ります。これが私の改定私案6通りということなんですけれども、これからあとで絞りましたものを紹介いたしますけれども、考え方としては一応前提は同じですのでこれをまとめておきたいと思えます。いろいろ行財政改革を推進中であってこのような財政状況からみると、現行の特別職の給与、報酬は身分不相応の高水準である。身の丈にあった額に減額すべきということで、減額案の提起ということです。これはこれまでの審議会資料と原田委員の案というものを参考にいたしまして作りしましたものです。格付けと給与体系について、こ

れは、1 上級職の格付けを職責に応じて市長、副市長、教育長、常勤監査委員の順位とする、これは同じですね。それから給与体系は格付けに対応する。3番目には市長、副市長、教育長は一般職部長職を下回らない給与額とする。4番目、これは監査委員なんですけれども、地方自治法によりますと、都道府県および政令都市以外は常勤監査委員の設置義務はないとなっております。原則非常勤ということで多摩26市では5市のみが常勤で、非常勤とする自治体は21市、約8割ですね。ということなのでこれは実態として非常勤で十分に対応できる職務であると考えます。なのでこれは部長職以上の給与体系にする必要はないと考えました。そして給与水準は26市の一般職との比率による平均値と比較して決めない。というのは理由としては3つです。まず平均値というものは単に現にある現行の給与額を元にした数値でありまして、現行給与額が適正な水準であるか否か、この判断を含まない数値ですね。ですから平均値をあたかも基準値としてみならず計算は、現行水準の維持を前提にした計算ですので、新たに現行給与額の妥当性を検証するということには不適切であると考えました。2番目に自治体はそれぞれ面積、人口、財政状況いろいろ異なるわけで、その自治体の実情に則して主体的に行政運営がなされているわけです。ですので、他団体の平均値のみを基準とし判断するというのは自治体としての主体性がないというふうに考えます。西東京市は新市として誕生したわけですのでその独自の視点を持ちたいというふうに考えます。3番目として行財政改革に取り組んでいる只中でありまして、この財政事情を考慮せずに給与水準だけ他団体と比較することは行財政改革に反し妥当ではないと考えます。ということで給与水準については、まず、特別職は国民の所得水準、民間給与所得者の所得水準からみて非常に高額所得層に属しているということで、自治体の長としては重責を置くことを考慮しなければなりません、公務員の給与は民間人の負担に支えられて公金から分配される給与を受け取るという形になっているわけです。ですので営利を目的とする私企業の高額所得者並みの高水準を維持するということは望ましくないと考えます。2番目に地方自治法第2条第14項に、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とあります。まず住民サービスの充実を第1に考えなければならないのです。そして経費節減に努めなければならないのです。このような行政運営、これは事業に当たっての行政運営の姿勢ですけれども、これは基本的なあり方というものも、特別職についても私は求めたいというふうに考えるわけです。ですので、格付けといたしましては市長、副市長、教育長、事務職の部長の給与水準、給与月額を下回らないで、格付けではなく水準ですね、水準として下回らず、かつ最小の給与とするというふうにしたいと思います。そして2007年の改定というものが、これが消費者物価上昇率とかそういう社会状況、それから一般職員の給与改定状況、議会議員の活動状況とか審議日数、こういうものは検討されておりません、もっぱら類似団体との比較であったと考えております。引き上げに関する増額分の算定も不適切ということで、特別職報酬等審議会の開催についても非常に問題があった。委員の選出も不透明であったりとか、第三者性にも問題があるような審議会であるような指摘ができると思います。そしてそのような審議会でも類似団体の上位団体に合わせた引き上げというのは、そういう現行の額というのはそもそもその成り立ちにおいて問題があったというふうに考えます。行財政改革推進中であり、経費節減に努めなければならないにもかかわらず給与を引き上げたということで市民から厳しく批判されたわけですね。ですから2007年の改定額というのは、改定前の水準に引き下げるとするのはこれは当然ではないかと思えます。そして第4番目に現在

の状況というのが、2007年よりさらに財政状況としてはゆとりのない状況になっていると、社会情勢にしてもそうなっているということです。市民生活はますます厳しくなるということで税収も減収が懸念されるということで、さらに改定前よりも減額されるということです。5番目に現職市長が1期目には行革を進める政治姿勢として、給料を月額10%減額した。そして2期目には選挙公約として20%減額してと申しましたけれども、4月より実施されている。これらの事情を考慮しなければならない。民意を考慮しなければならないと思います。ということで試算の概要なのですけれども、1、2で部長職最高給与者の給料を基準として行いました。基準の決め方としてはAとBの2通りで、部長職を元にして最初に示された手当も含まれた全部の方が概念的にわかりやすいかなと思って、Aの方はその他諸手当を含んだもので計算して、期末手当を4.5月分ですね、役職加算を外しました。Bの方は諸手当を抜いた額が示されましたので、それを基準にして役職手当を5.4月分入れたもので計算してみたのです。倍率と間差ということなのですけれども、倍率は部長を1.0としました。そして教育長は部長を下回らない最小倍率1.01といたしました。常勤監査は非常勤に近い0.80と下げました。だいたい嘱託相当の割合だと思えます。2番目に間差ですけれども、部長職1.0と教育長1.01のポイント差0.01を基準として、そして市長の月額給料が改定前の水準を上回らない範囲を設定してみましたところ、そのポイント差が3通りで、0.05と0.04と0.03と3通りで試算してみました。0.05ポイントという間差というのは、現行の間差が出ておりましたけれども、その約2分の1と圧縮したのです。非常に高額なので間差を圧縮することで下げるという意味合いがありました。それぞれ組み合わせまして6通りとなったわけなのですけれども、柳田さんはどの案ですかと会長からお問い合わせがありまして、私といたしましては、6通りの案の一番下の方に市長の給料の月額を現行と改定前と改定前10%カットと現行20%カットとこういうものを比較して試算額がどこに位置するかというのを一番下にお示しいたしました。A(1)というのはこれだと改定前よりは下がっておりますけれども、改定前10%カットよりは上ということになります。それから次のA(2)というのは改定前10%カットよりは低いけれども、20%カットよりは多いということになります。A(3)というのは、現行20%カットよりも少ないということになっております。現行20%カットよりも上回ってはいけないというのは、これは私は民意だと思いますので、そうしますとA(3)以降、Bは全部現行20%カットよりも下回る額になっております。ですけれども、B案というのは、役職加算が20%加算されているもので計算いたしました。この辺私も迷いがあったようなのですけれども、修正をいたしましたのが今日お出ししましたものでございまして、私の最終的な案といたしましては、B(1)の修正という形になります。B(1)と申しますのは、部長の給料月額を709,275円といたしまして、これに市長は1.18倍、副市長は1.07倍、教育長は1.01倍にすると、そして常勤監査は0.80倍にするという額になっております。期末手当が部長職の方が役職加算が含まれて4.5月分、これはもちろん今回の4.15月ではなくて、当初の計算でいたしております。4.15になればこれ全部揃えるということになります。役職加算ありで4.5月分となっているのは部長職ですね。ここの部分をB(1)の修正というのは期末手当の部分ですね。これを5.4ではなくて4.5月分、役職加算を0%にした案がこれになります。市長ですと給料月額が836,945円、年間の合計だと13,809,593円ということになります。4番のところをご覧になっていただきますと、試算の修正の増減率を示しております。給料月額だと、20.29%減額と、年額合計ですと24.41%になるということになります。改定前と比べますと、市長の場合は、17.23%減、それから合計年収ですと17.76%の減という

形になります。市長の場合は、これは給料と期末手当ですけれども、他に理事職として年間で1,558,000円というものが加わりますので、合計としては、もう少し増えるという収入額になります。これが常勤職ですね。非常勤の方ですが、資料の5になります。考え方として、順位としては格付けと給与体系については同じなので省きます。2.、3.は全部部長職を上回らない報酬額にするとしておかなければならないというふうに考えました。それから、報酬水準ですね、真ん中辺ですけれども、審議日数とか審議時間だけを見てはいけないということはわかるのですけれども、それを比べてみますと、あと、東京都の先ほどの労働者の月間総労働時間などと比べてみますと、拘束される時間というのは勤労者と比べますと議員は6分の1。勤労者の3分の1の日数で、労働時間が2分の1に過ぎないということなのですね。ですから勤労者の平均からみれば議員の6倍以上の労働時間で議員の給与にも届かないというのが普通の労働者の実態であるわけなのですね。自由時間があるかないか、そこで何をやるか、いろいろ市民、住民のために使っていただくということではあるのですけれども、普通の勤労者というのは非常に厳しい状況に置かれているということ念頭に置かなければいけないということです。議員はこの他にも一部事務組合などの報酬もあるということですね。下の方にちなみということで、直していただきたいのですが、質問回数というのは発言回数の間違いですね。どのくらい議会で働いているかというのは、本当にこれは数値化できないのですけれども、2008年度の定例会と臨時会合計6回、全部議事録からカウントしてみたのです。そうしましたら発言回数が1桁台（8回）が1人、10回台が22人、20回台が3人、30回台が2人、50回台、この方は58回で1人ということですね。活発に発言なさる方というのは、それだけ勉強されていると思うのですけれども、少ないという方も多いということで、非常に差があった。2007年の改定状況については問題があるということについては指摘しましたが、委員の構成には議員各会派の推薦があったと聞いております。そういうような状況で引き上げが答申されて、議会でも可決されたということが非常に市民の反感を買ったということを確認させていただきます。この改定を改定前の額に戻すのが妥当であると考えます。しかし客観的に現在の厳しい状況、社会状況、こういうものを反映させるにはどうしたらよいか、この短い時間で合理的なイメージというのは私見出しえなかったのです。ただ、期末手当の役職加算というのは今の実態に対して時代にそぐわないということで、これをゼロにするということで、せめて現在の厳しい社会情勢というものを反映させるというふうに考えました。ということでございます。すみません。非常に長くなりまして。

浅川会長

柳田委員案に対する質問はございますか。よろしいですか。

浅川会長

それではお待たせしました。大屋委員からお願いします。

大屋委員

えー。私は3分だけ時間をいただきます。右上に4分の1とか書いてございますが、一枚目、東京都26市の基本数値、その1ですけれども、これは、全部そうなのですから、いただいた資料から並び替えたただけですので、その1は僕はよくわからないから並び替えたただけですので、特別話すことはございません。基本数値、その2 これも並び替えたただけです。眺めてもらえばわかると思います。数字をふってありますし、順番に並べてあります。次に財政指標、その1でここには積立金現在高とか地方債現在高とか付け加えました。そうしたら地方債現在高、ずーと下の方にあるのですよね。24番目に

西東京が出てきまして、びっくりしました。ということで私は次のページに私が例の健全化判断比率というのが出ていましたので、これは整理すべきだろうということで整理してみたら、なんか悪い予測が当たってしまって、西東京は15番目だとか、実質公債費比率がポコっと上がって、わかりません私には。将来負担比率、資金不足比率にいたってはここまで下がっています。そしてこの資金不足比率は-1.2ですが、20年度はゼロになっております。東久留米のゼロというのは、これはマイナスゼロです。西東京もマイナスゼロなのです。いよいよというところまでできております。そして、あと報酬の問題ですね。常勤監査はこれだけの市しかありません。これはエイヤで判断すべきではないのでしょうか。私は常勤監査はこんな数字がのっかるものではないと思います。それから最後の各委員長、ここも議員に同じと書いてありますけれども、3の4と書いてありますけれども、裏を見ていただきますと、その2ですね、報酬の。見ればわかりますが、要するに常勤監査の方は、市長と議員とこういうことをしましたのは、この辺を基準に考えればわかりやすいのではないかという意味です。だから各委員長に関しては、立川以下は特別な手当を出していないのですね。ゼロです。そういうことで、常勤監査については、あとの25市はないのですね。非常勤でもうけているのでしょうか。次のページは追加資料です。それからその次の資料も4.5ヶ月20%ですが、金額を見るための資料というだけのことです。そして最後に出しましたのは、これだけ最後に読ませてください。平成16年度以降、国民健康保険事業会計・下水道事業会計への赤字補てんを經常収支比率に加算した数値が、連続して100%を超過しており、西東京市の財政構造が相当に硬直化していることを表しています。このことは、行政サービスの継続性、行政サービスのレベルアップを推進していく上で、大きな障壁となります。このことから、国民健康保険料、下水道使用料の適正化、維持管理経費の効率化等、公営企業会計・公営事業会計の健全化に向けたさらなる取り組みが不可欠です。国民健康保険料、下水道使用料の適正化なんてかっこうのいい言葉を使っていますが、我々は払うのだから、我々が上がるのを我慢しなければならない。これは市の最低の使途にも影響することですからね。この状況を踏まえた上で、取り組んでいただければ困ります。ということでおしまいになります。

浅川会長

大屋委員に関してご質問等ございますか。ではよろしゅうございますね。では、原田委員よろしくお願いいたします。

原田委員

やはり10分程度は少なくとも頂戴することになります。37分で必ずやめます。資料3点お配りしています。簡単な方からご説明いたしますと、順番は逆でございますが、資料9 これは先週号の週刊エコノミストでございます。お読みいただければわかるかと思いますが、全国の、前回申し上げましたが、財政状況をこの場でざーと基礎知識をお持ちいただいた方がよからうと思いましたのでコピーをしてまいりました。簡単に言いますと、危ない自治体を全国の順番でランキングをしてみたというもので、私がしたものではございません。91ページ、一番最後のページでございますが、西東京市にマークを付けていただいておりますが、1740番目でございます。これを開く時に私がこの前申し上げたのがあっているのか、あるいはそれ以外の方々がご発言された財政の見通しが、どちらが正しいのかというのがなかなか難しいところがございますけれども、少なくともこういうデータもあるということでございます。1740番目というのは、1798番目が一番良い自治体ということになります。西東京市は非常に良い部類に属しているとい

うことです。関心のある方は91ページと91ページまでの表をお暇な時にご覧いただきたいと思いますが、91ページはやたら東京の自治体が登場いたします。つまり東京の自治体がいかに恵まれているのかということを示している。それ以外のページにはほとんど出てまいりません。これは前回申し上げた通りでございます。こちらは参考程度にということでございます。本題でございます。あと7分で申します。資料7と8でございます。前回お示しをしたところも若干ございますが、市長以下、副市長、教育長、常勤監査役につきましては、格付けをする必要がある。それに基づいて水準を設定するということですが、前回少し数字でお示しをいたしましたように、25市の平均の格付けの割合、倍率ですね。設定倍率と、類似団体の中間を取る。あるいはそこに含まれている数値を取る。しかも間差を7ページに書いてございますように0.15づつずらしてみたいかがか、というのが私の原案でございます。市長が1.5、副市長が1.35、教育長が1.2、常勤監査委員が1.05でございます。1.5にどうして設定したのかと申しますと、前申しましたように、やはり西東京市民に対しては、市長がいくら貰っているのかということを知りやすいメッセージで発信した方がよかろう。そのためにはこうしたわかりやすい数字を採用するのがよかろう。そしてこの1.5を設定した上で同じ間差を設定してみたというものでございます。ちなみに常勤監査についてはいろいろなご議論があるようでございますが、例えば部長以下にするとすると、常勤の上司が部長より給料が低いというのをどのように理解したらいいのか、というのが素朴にあるわけでございます。昨今の地方自治制度の改正をみますと、監査制度を比較的充実させるように制度改正が進んでおります。その際に非常勤にするのかどうか、いいのかどうか、これが西東京市にとってプラスになるのかどうかというのが、ということは慎重に検討する必要があるだろう。しかしながらこの議論の中では、一応常勤監査を前提として議論せざるをえないということはあるのではないかと。もしこの議題を離れて議論するというのは大いにあるだろうと思いますが、やはりこの場では常勤の監査委員というのを前提にせざるをえないのではないかと私は考えております。こちらが左半分でございます。右半分の議長以下の報酬をどうするのかということでございますが、これも前回申しましたように、一般職の部長級を1として考えてみると。しかし議長職以下については、ある程度の目安みたいなものにならざるをえない。非常勤の職員であり、しかも行政部門との指揮命令関係にないわけでございます。しかしながら、前回申しましたように目安として考えてみようかなという気になりました。前回の議論はそうだったと私は承知しております。その上で25市の平均の倍率と、そして類似団体の平均の倍率との間に存在する比較的わかりやすい数字を比較的同じ間差で設定したのが設定倍率のところでございます。議長は0.95。やはりこれは部長を超えてはいけないう判断でございます。そこから0.1差をあけて議長、そして常任委員長、議員ということでございます。この表は実は私が作ったものではございませんで、こういう数値でしかも今度の追加の諮問である期末手当4.15を掛けたもので作ってみたいと事務局にお願いしたものでございます。それで計算したものが年収ベースで申しますと、市長以下8役につきましては、市長が105万円のマイナス、以下全てマイナスでございます。資料8につきましては、この7で算出したものを月額に落としたものということですよ。私は差し当たりこちらで十分でございます。いずれの資料7も8も、4.15で計算して資料をお出しいただいております。以上でございます。

浅川会長

原田委員に関する質問等はございますか。では、本日欠席されました高木委員のご意

見をお預かりしておりますので、私の方から発表をさせていただきます。代読という形になります。そのまま読みますと、「特別職及び議員の職責並びに他市の報酬と比較して、資料5であります類似団体8市及び東京都25市の平均倍率による案に賛同いたします。ただ、そうは言いながらも、人事院勧告、東京都人事委員会勧告を尊重したとしても、それ以上に職員数及び議員数の削減等歳出削減の努力が必要であると考えます。」とこういうご意見をいただいております。それではですね。他の委員の方からもご意見をいただきたいと思っておりますので、どういたしましょう。順番からということで、蓮見委員からお願いいたします。

蓮見委員

今原田委員の案を見まして、失礼しました。先ほど一番最初に質問したあの案は正にこれがあれば一番良かったのかなと思います。一番最初のあれで行き詰ってしまったのですから、この表とあの表を別で見てしまったのですけれども、あれとこれが付随していれば一番わかりやすいかと思っております。私としては、特別職の報酬に関しては、基本的にはシンプルでわかりやすいという方向にもっていただきたいと思いますという気持ちがあります。その方が市民は確かにわかりやすいし、理解もしてもらいやすいと考えます。原田委員の案に賛同いたします。実際市長が1.5倍、柳田委員の場合もっと低くなっておりますけれども、私も市長にいろいろなところで会ったりしますけれども、やはり責任、職責ですよね。責任の重さということを見ると、一言一言が24時間責任になっているような生活をしておられますので、やはり責任の重さを考えれば、1.5というのは妥当なのかなというふうに考えます。議員に関しましては、間差に関しましては、0.15つつ均等でなくてもいいのかなという気がしますが、議員に関しましては、確かに数字で表すということがわかりやすいと思っておりますけれども、この間確か原田委員が言われたと思っておりますけれども、部長職よりも安いというのはなかなか難しいというようなことがあります。変な話時間と考え合わせて、時間がおそらく常勤の部長職を100としますと、じゃあ議員は50なのか、半分くらいの時間数でやっているのか。そうしたらそれに対して1.5倍なり1.6倍の倍数を掛けたら変な話格付けという意味では数値が出てくるのかな。そういう数字で表すのも一つの手かなというふうに考えました。以上です。

浅川会長

ありがとうございます。では西道委員。

西道委員

前回は申し上げましたけれども、格付け、倍率こういう体系というのは客観的で市民にとってもわかりやすいのではないかと思います。格付けの順序というのか、常勤特別職の関係では、市長、副市長、教育長、監査委員というのが職責の重さの順で、他の市の場合もほぼ同様だろうと思っておりますので、これについては私は全然異論はございません。もっともだろうと思っております。また議員については、議長、副議長、常任委員長等、それから議員という順番で格付けの順序というのがこれも合理的であろうとこういうふうに思います。ついでに部長職を水準にしてその倍率をどうするかということが大きな問題になってくるのですけれども、私は結論を先に述べれば、原田委員の案に賛同いたします。常勤特別職、市長、副市長、それから教育長、監査委員、市長については責任の重さから副市長との間差が少し低いのかなと疑問がないわけではありませんけれども、市長が選挙で減額をするというようなことも言ったというようなことを踏まえて1.5と副市長の間差がわりと少ないということも市民感情というかそういったものを踏

まれば、納得できるところなのかなと思います。それから常勤監査役につきましては、これは制度上、常勤制度を取り入れていると。多くの市で常勤制度を取り入れているというけれども、常勤制度を取り入れている以上は部長等を含めて、そのあり方、事務監査、会計監査をするという重さがありますので、どうしてもある程度部長以上の格付けというか倍率を考えておく必要があるだろうとこういうふうに思いまして、原田委員案についてそういうふうなところが取り込まれているということで賛成をいたします。あと原田委員の案では非常にクリアカットというのか、数字を単純化していると、こういうところが一面では弱さであるかもしれませんが、市民にとっては非常にわかりやすいと、複雑性がないというようなことで、こういう数値のあり方というのがいいのかなあとこういうふうに思います。それから議員について、これは全般的に事務局から提出された資料によりますと専門率が徐々に上昇している。それはとりもなおさず議員が専門として生活の糧を得るに値するそういうポストであると。そういう良い人材を集めるためにはそれ相応の待遇をしてやらねばならないと私は思っております。そういうことで初めて人材というものが確保され、議員が人材確保となれば議会が活発化し市政が良くなっていくとそういう問題があるだろうと思います。従って、格付けにあたっては、非常に難しいところではあると思いますけれども、私は原田案に賛同いたします。以上でございます。

浅川会長

ありがとうございます。それでは富田委員。

富田委員

私の考えは、蓮見委員、西道委員が端的に述べていただいたような形なので、特にあれなのですけれども、基本的には原田委員の提示されたご提案に賛同させていただいております。というのは本来であれば基本的には市長であるとか議員であるとか皆さん選挙で選ばれておりますので、4年に1度それぞれの働きに応じての評価というものを選挙で清算されていきますので、それに関しての報酬をあまり変えるというのは賛成ではありません。従ってできる限り今までの水準を維持すべきではないかというように私は考えております。それに連なって、考えていきますと、部長に対して1.5倍の市長の給与というのは実質減額されるものでありますし、本来でしたら維持したいと考えてところでありますが、市民感情であるとか、経済状況などを踏まえると、やはりこの1.5というのが市民に対して説明しやすい数字であることを加味すると原田委員の案に賛同するものであります。また先ほどからもありますように、監査委員に関しましては、非常勤、常勤をここで議論すべきではありませんし、部長よりも端的に評価するという立場ですので、やはりこの程度の数字が妥当だと思います。また議長、議員に関しましては、実際のところ資料5の部長に対して議長の割合が0.96と0.95の1%の違いではありますけれども、実際導き出される数字は多少なりとも違いが出てまいります。今のところ維持するということでは、0.96という数字を基準に考えた方がいいのかなあとこの思いもでございますけれども、今の原案としましては、原田委員の0.95のこちらの数字を取って、単純明快にやっていくべきではないかと私は考えております。また議員においてもそれに準じて数字が決まってくるとは思うのですけれども、議会等の公職の時間以外の拘束性または専門率というものも考えますとやはりある程度生活を維持するような給与水準というのは維持すべきだと考えます。こちらの原田委員の原案に賛同いたします。以上です。

筑井委員

今までの審議会の中で、財政状況については、特別会計の課題はありますけれども、概ね安定している状況にあると言えるのではないかというふうに判断します。議員活動について前回議会事務局長から全体的な議員の活動について説明がありましたけれども、個人的にみれば活動の差があるのかなということは否めないのかなという気がします。特に各種の委員会、事務組合の会議の内容をもっと市民にわかるように努めるべきというふうに思います。さらに付け加えるならば、やはり議員定数の減を類似団体に合わせるという努力が必要になってくるのかなというふうに思います。結論的には資料の8にありますように、原田委員が原案を示してくれましたけれども、市長、副市長以下年収ベースでこのような減額になるということであれば、市民のある程度の理解も得られるのかなというふうに感じます。それから先ほど議員についていろいろ述べましたが、議員そのものは決してボランティアでやる必要はないというふうに思います。やはり西東京市を良くするという意気込みがあれば、生活の安定なくして議員活動もありえないのですから、その辺は議員の立場を理解しなければいけないというふうに思います。いずれにしても特別職については、重責であるということを加味すれば、こういう格付けでよろしいのかなというふうに思います。以上です。

浅川会長

では、高崎委員。

高崎委員

私も確かに蓮見委員、西道委員、富田委員、筑井委員全ての方がだいたい言っていたような感じで、私のここへ出た立場というのはあくまで商業的な観点から報酬審議会というものに推薦されてきております。ということは武蔵野というところはあくまでも買い物客が他市から40%以上。ところが西東京市は40%外に行かれています。地元で買っているという部分が非常に少ない。このためにも議員、市長全ての方々にまちおこしというのは絶対にやらしてもらわないと困るという事情があるのですね。ところが能力がなければ絶対にできません。ということ私は信じまして私はどうしても資料5の類似団体の8市、東京都25市の平均から算出した特別職等のものを選びたいと思います。というよりも議員はもう28人、下手すれば26に落ちるのではないかというくらいまで。確かにその下の数といたらおそらく1,700取らなければ当選できないでしょ。市民の反感を買ったら絶対に受かりません。そういうような状況下に置かれると思うのですね。そのための活動としてもそれだけの待遇をしなければ絶対にいけないと私は思います。私確かに議員ははたしていいものかな。これだけの給料で間に合うのかなというくらい、手取りでいくら貰っているのかなと聞きたくなるくらいで、それで私は資料5に対して賛同したいと思います。

浅川会長

議員に対しては資料5。

高崎委員

いえ、特別職に対しても資料5でいていただきたい。

浅川会長

大屋委員はいかがでしょうか。

大屋委員

一言だけよろしいですか。私は先ほどから、私の資料では西東京市というのはどういう位置で考えるべきかということ。それで資料を膨らませてきたのですけれども。つまり西東京市の場合、財政指標なんかを見ると良くないので、いよいよとということ

できてますものですから、類似団体など全然とてもとても仲間入りできるなんて。類似団体といっても人口が多いところというぐらいですから。仲間入りできる状況ではとてもないのだという私はそういう考えです。それで市長以下の皆さんの姿勢ということを取りたいので。東京都25市で考えると。あくまでも。そういうことで、25市の平均値ということで皆さんそれで納得されておられたのでしょうか。私はそのことでしたもんだになるのじゃないかと私はそう思っていたのですけれども。25市の平均12.5の位置に西東京市を入れているわけですね、今。むしろ上げなければおかしいのではないかと。類似団体といったら、上から10のうちが多いですけれども、5位くらいまで上げなくてはという意見が出てくるのではないかと私思っていたのですが。私はこういう資料で検討した結果、15、いいところで15という私の考え方です。

浅川会長

ということは、類似団体の考え方は。

大屋委員

類似団体の考え方は論外です。

浅川会長

25市ということですね。

大屋委員

はい。

浅川会長

間違わないようにしないといけませんね。皆さんのご意見をいただきました。分けて考えると、市長等常勤の特別職については、資料4の東京都25市の平均倍率に賛成する委員が1人。それから資料5の類似団体と東京都25市の平均倍率に賛成する委員が2人。原田委員案に賛成する委員は5人。柳田委員案に賛成する委員は1人。こういう数字が出ているということになりました。併せて議員についてですが、資料4の東京都25市の平均倍率に賛成する委員が1人。それから資料5の類似団体と東京都25市の平均倍率に賛成する委員が2人。原田委員案に賛成する委員は5人。柳田委員案に賛成する委員は1人という結果になりました。欠席の委員を含めて全員から意思表示をいただいたということです。皆さんのご意見をこれで伺いましたから、8時ちょっと過ぎになりましたから、ご意見等がございましたらお伺いしたいと思います。頭の中に入れておいてください。

柳田委員

市民の民意というのはどういうふうに考えるのでしょうか。この間選挙がございましてこの報酬問題は非常に争点になりました。現職の坂口さんが、報酬の20%を削減するという事で当選なさいましたけれども、もっと差し引いた方がいい、減額した方がいいという候補者もいらっしゃいました。その方の得票数を合わせますと、得票率の61.8%の方が、市長の給与は20%以上減額すべきと、このように判断をしたわけです。この民意は非常に重いのではないかと私は考えるわけです。それをやはり何らかの形で反映させるということもデータの中に入れ込むということも必要じゃないかというふうに考えます。そういう点について皆さんどういうふうにお考えなのか、それはそれで切り離してもうそれでいいと。そんなにたくさん市長は給料をあげるべきではないというのが大方の市民だったわけです。これをそれよりもあげるということになりますと、わたしは客観的に考えまして問題があるのではないかというふうに考えますけれども、それはそれで無視して構わないということなのではないでしょうか。どういうお考えなのでしょうか。

原田委員

よろしいでしょうか。今の点について。事務局に伺いたいのですが、実際に私がお示した案で、仮に答申をすることになった場合、確か給与の条例の中には、20%給与の減という規定があった。そうなるとその規定というのはこの答申が出た後もなお有効だと私は考えるのですが、どういう関係になるのでしょうか。

事務局

現行の条例のつくりで申し上げますと、市長の選挙公約の減額した後の額が金額として示されております。最終的には市長の意思ですので、私が市長に代わって責任ある立場ではございませんが、皆さんにご議論いただいておりますのは、給料の本体、本則でございます。仮に原田委員案の市長の給料が答申となって市長がそれを受けてという形になりますと、本体の給料額の改正の議案となって議会の議決を得るということでございます。従って附則に関しては条例のつくりで申し上げれば有効であります。附則を変えるのであれば、その部分を市長が条例改正をした議案を出さなければなりません。

原田委員

特別な規定があるわけですから、それがなお有効ということですね。

柳田委員

そうしますと、この額で決まって、その額の20%カットという、いきるとしたらそうということになるのですか。

事務局

条例のつくりからいたしまして、附則で月額84万円とすると、減額後の数字を実数としてあげておりますので、今回決まった給料額の20%減ということではございません。84万円という額はそのまま有効であるということでございます。

浅川会長

今客観的な話をさせていただきましたので、よろしいですか。

柳田委員

そうすると、すみませんもう一つ。84万円にするとされた時に、退職金と期末手当には及ぼさないということでしたか。そういうことだったかと思うのですが、その辺はどうなのでしょう。

事務局

現行の条例どおりでございますので、今柳田委員がおっしゃった月々の給料の額は84万円で、期末手当、退職手当については84万円が反映しない額、本則の給料の額によるという条例のつくりとなっております。

浅川会長

他に何かご質問はございますか。

柳田委員

すみません。もう一つ。あと期末手当の役職加算についてですけれども、これは0%にすべきと思いますけれども、それをここに反映させるということとはできないのでしょうか。つまり原田案というのは人数的には数は多いのですね。多数決で決めるのでしょうか。よくわからないのですけれども。私は自分の案でしたのですけれども。ただ、原田委員の案でもこの中に期末手当の役職加算は廃止するという形で入れ込むということも可能ではないかと思っておりますけれども、これは1990年のバブル期に導入されたものでありまして、非常に民間のやり方を公務員の方に入れたということで、公務員の方に入れるということも問題なのですけれども、それはそれとしてもそれを特別職にそのまま持っ

てきて加えるというのがこれはふさわしくないのではないかというふうに考えるわけ
です。事務の職員の方たちはまた別のルートで直さなければいけないと思えますけれど
も、特別職については報酬審議会でそれを变えることができるわけなので、この部分を
少し厳しく社会情勢を反映させるということがあってもいいのではないかというふうに
私は考えるわけです。5.4ヶ月で計算していますね。すみません。1.2を掛けています
が、4.15に掛けない形にするということで、社会情勢に対応すると。26市の中で国分寺
の次につく都市になってもいいのではないかというふうに私は考えるわけです。

原田委員

私は以前この特別加算の制度ができた背景についてご説明をした記憶がございます
が、ご議論のようで申しますと、確かに導入された時期はバブル期でございます。しか
しそのタイミングでというふうになりますと、やはりどうしてもそういう背景を読み込
んでしまいがちなのでありますが、本来日本の公務員の給与というのは、下に厚く、上
に薄い体系を取ってきたというふうに一貫して言われておりました。これは国際比較を
すると明らかであります。簡単に言いますと、あまり偉くない人でも比較的丰厚的、ヨ
ーロッパあたりと比べると比較的厚めの給料を貰ってきた。それを戦後人事院の勧告を
毎年経るたびに人事院としては民間の給与の体系に合わせる形で、しかも下に厚いと
ころをより上にもっていきこうというような地味な改革を延々何十年とやってきたわけ
でございます。その一番大きな動きが役職加算ということでありまして。もし関心がおありの
方は私が一番新しい『地方公務員月報』という雑誌に論文を書いておりますし、その根
拠となりました稲継裕昭著『公務員給与序説』で詳細に述べられているというところ
であります。役職加算というのはそうした改革の流れの中にある。下に厚いところをより
職責に見合った形であるいはボーナスの部分もそうですが、手当に反映させる形で民間
の給与体系に合わせていきこう。まあ昔は、偉くなってもあなた偉いのだからと我慢して
いるというのがあったのですが、やはり偉くなった人にはそれなりの職責を果たした
という報酬をあげるべきではないかという発想のもとになされてきた改革の一環である
ということでございます。皆様がどう思われるかわかりませんが、制度の解説としてはそ
ういうふうにならざるをえないのではないか。ですからもし仮にそこをカットするとな
れば、特別職以下の一般職の役職加算の部分についても当然検討せざるをえないとい
う状態になります。しかしながらそれはたぶん人事院勧告に基づいて給与を決定して
いくというしくみからすると非常にやりづらい。動かしづらい。労働基本権の違反になり
がちである。憲法28条の問題になるのではないかと思います。すごく難しい説明な
のですが、そういうことでございます。

柳田委員

ですから一般職は別だと私は考えるわけですが。ここは特別職の報酬の審議をして
いるわけで、一般職の部長職に役職加算が20%されているというのは、非常に問題
だと思えますけれども、制度上はそれはそちらで決まっているわけですが。ただその
部分を、上になれば厚くなるという体系ではあるのですけれども、実際に勤務をして
20何年も皆さん勤めあげているわけですが。その上にのっかって、判断されている
報酬なり、給与ですよ。しかしですから実際にはそれだけの苦勞をしているわけ
ではないのであって、非常勤職、特別職はまた別の判断があるわけですよ。ですから
その部分は分けて考えるべきではないかというふうに思うのです。特別職で十分高
い、議長職より高い報酬になっているわけですが。ですから何もそこに期末手当も
役職加算分をする必要はないのではないかというふうに考えるわけですが。実際に
実働部分とは関係ないわけですよ。格付け

と水準をそのままそこで維持する。ボーナスというのはもともと企業では利潤が上げれば賞与も非常に多くなるという、国税庁の調査でも大企業ほどボーナスは多くなる。そういう企業の論理にのっかって公務員も同じようにやっていいのか。ということで特に特別職はそこは判断を厳しいものにしていいのではないかとというふうに考えるわけです。

原田委員

企業の論理という言い方があまりニュートラルに聞こえないのですが、社会経済情勢に反映させるべきだというのは日本の公務員の給与の大前提だろうと思います。民間の今の特別加算の発想もそうですけれども、民間の給与の出し方としては、月給全体を底上げしていくということよりは、その分を比較的抑え目にして、それをボーナスに出していこうという方向に明らかにシフトしてきたわけです。景気の上がり下がり比較的早期に対応はできる。そこをカットしたり付け加えたりしたらよろしいということでもあります。ですからこそ今回の人事院の勧告でも0.35を本俸の方はあまり削らずにボーナスの方を削ったという経緯でございます。おそらくそうした傾向というものは、今の民間の事業所の基本的な発想であろうし、そういう形でやっていくしかないのではないかと。もしそれをやらないということであれば、それも一考に値すると思いますが、全部ゼロからもう一回やり直しということにはなるかと思えます。どちらがいいのかということになります。

柳田委員

全部やり直しというのは。

原田委員

要するに今おっしゃった発言を前提に考えますと、企業の論理でというのはこのパーセンテージを出す前提としては、社会経済情勢を反映した形で作っているわけですから、反映しない、直接に人事院の勧告を前提としない、すなわち部長級を1とすることをしてしない発想に至るのではないかと。

柳田委員

いえいえ、そのところはいいわけでありまして。要するに非常勤職については、特に議員の方はそうですけれども、条例によって期末手当などは、期末手当を支給することができる、できる規定ですよね。そういうところには反映させることは可能だろうと思えますけれどもね。

原田委員

その点についても申しましたけれども。これはこの本題とはやや外れるのですが、もし可能であれば答申の附則ではないのですが、何と云うのでしょうか。但し書きではないのですが、是非判定をしていただきたいのですが、議員の報酬については、おそらく数年後に以前事務局からいくつかご発言がございましたけれども、地方自治法の改正が検討されております。そうした場合にはたぶん一年間議会は開きっぱなし。例えば一案でございます。要するに日本の国会のように年中議会はあります。実際の会期は細かく決まると思いますが、そうした議員の活動に対して歳費という形でお金を出していったらどうかという議論がございます。前回は申し上げたはずでございますが、通常の非常勤と議員は違うのだということは今回の地方自治法で改正になったわけですから、改革の方向としては明らかにより専従ではないのかもしれないかもしれませんが、本格的に議員活動に専念してもらうための歳費的なお金を払っていかうというふうに改革の方向としてはなっていると。ですから今の地方自治法の規定というのはいわゆるできる

規定、してもよろしいというわけなのですが、おそらく実質的には今後よりそれを出していく形にしないとイケなくなるのではないかと個人的には思っております。ですからこの場での議論とは直接関係ないのですが、今後の議論の可能性として、是非地方自治法が改正された場合には議員の報酬について再度見直すと。それはどちらかというところ今の待遇より、より高い待遇を与えてしかるべきだという予想はされますけれども、そういう議論を今後西東京市でも検討していく必要があるのではないかと思っております。

浅川会長

他にご意見等がございますか。確認ですけれども、各委員の発言というのは、会議録に必ず記載されるということは改めて確認させていただきます。

大屋委員

ちょっと古い話を一言だけ。倍率を計算する時に。特別職等の給与体系、水準についての資料ですけれども。これ私ぼーとしていたのですけれども、支給率4.5とかありますね。これ各市当然違うわけですね。だから元の資料を見せてくださいとは言いませんけれども、各市によってみんな違うわけですね。それはきちっと積み上げて出来ているというわけですね。この資料には、西東京市の場合が入っているものから、それで僕はどうもあれっと思ってびっくりしてしまっただけですから。西東京市の場合4.5。他の市の場合4.15などいろいろあるのですよね。だからそういう基準で出ているはずなのですけれども。間違いなければいいのですけれども。こういう書き方ですと全市、26市全部4.5みたいになりかねないものですから。ごめんなさい。それだけのことなのです。それに間違いなければ結構なのですけれども。

事務局

間違いございません。

浅川会長

各委員からのご意見、これは諮問にございます現在の社会経済情勢、あるいは市民感情、あるいは財政状況を踏まえたご意見だということに改めて認識をしております。そこで結論というかたたき台を作らないとなりませんので、私としては、市長等常勤の特別職、そして議員については、原田委員の案としたいと思っておりますが、それについていかがでしょうか。

柳田委員

私はあくまでも反対でございます。

浅川会長

会議録にはそういうことは必ず出るということは確認させていただきます。

大屋委員

私も言いましたとおり、私は26市の中間に位置しているのではない。西東京市はむしろ下がっているのではないかという考え方です。

浅川会長

それでは原田委員の提案に決定をするということで次に進ませていただきたいと思います。原田委員の提出資料は資料8になりますね。資料8をご覧いただきたいと思います。先ほど事務局からご説明があったように、これまで本審議会では、特別職等とそれから議員の給与、報酬を考える上で、言ってみると格付けと水準という考え方について議論してきたということになります。答申に当たっては、体系を踏まえた報酬等の額すなわち市長等常勤の特別職については月額給与。そして議員については、月額の報酬というのを記載することになります。格付けに基づくものなので、本来ならば先ほど事

務局からご説明があったように、1の位までということになるのでしょうか、他市の状況そして予算上千円単位であるということから言ってみれば千円未満を切り捨てということで、千円単位に丸めた金額にしたいということで、これで整理をするということでもよろしゅうございますね。この点について異議が無いということをご了解いただきました。そうすると具体的な月額ということになるのですが、資料8のところを見ていただきたいと思います。具体的な月額ですね。この表にございますけれども、特別職ですが、市長については101万3千円。副市長については、91万2千円、教育長に81万1千円。常勤の監査委員については70万9千円。また議員については、議長については64万2千円。副議長については57万4千円。常任委員長等については55万7千円。議員については54万円ということで決定をさせていただきます。次回は答申案を審議いただくということになります。今のご意見を踏まえて、答申案なるものを作らなければなりません。答申案の原案については、恐れ入りますが、私会長をやっておりますので、ご一任をいただいて、事務局より皆様に事前に配布するというような形で皆さんにご了解をいただきたいと思いますが、それでよろしゅうございますか。ありがとうございます。では、ご了解いただいたものとさせていただきます。

柳田委員

あと、附帯意見として是非全額供託がまだ続いておりますので、その点について、民法の規定により部分供託も可能ということでしたので、その点について是正するような意見を付けていただきたいのですけれどもいかがでしょうか。

浅川会長

どういたしましょう。会議録には柳田委員の発言は載るということですが、あとはあまりたくさんを網羅するというのは、こういう審議会の答申にはなかなか難しさがあると思いますが、では一応これは柳田委員からこういう発言があったということにさせていただきます。

原田委員

柳田委員がおっしゃったように、少なくとも答申案の中に附帯意見を記載する欄を是非用意していただきたい。ただ次回は本題、答申がどういうものかということだけ、会長がおまとめになるとは思いますけれども、次回の議論でおそらくその部分に答申そのものにどういうふうに関係があるから附帯意見を載せるのだということで附帯意見を是非設ける形で最終的な案を作ってくださいと思います。次回で結構ですし、次回もし議論ができるのであれば、先ほど少し議員についても申し上げましたけれども、そういう欄を是非設けていただきたいと思います。それと端数切捨の部分で、若干の最終的な金額が変わってまいります。その改定版ではないですけども、それを事務局の方でお作りいただくことは可能ですか。

浅川会長

最後の方はこれは作らなければならないわけですね。

原田委員

そうですね。

浅川会長

ご用意していただくということにいたしましょう。

西道委員

よろしいでしょうか。柳田委員が前々から供託のことをおっしゃっております。たぶん民法の規定の受領拒否を事由にする供託のことをおっしゃっているのだらうと思うの

ですけれども、地公法の全額支給の原則であるとか、あと事務局で補足してもらいますけれども、そういったいろいろな関係で供託ができるという規定で、はたしてそういう形で供託ができるのか。要するにおっしゃるところは、一部分をもらいますと、他の部分は支払いを拒絶します。民法に基づいて法務局の方に供託ができるというそういう趣旨かと思います。そういう趣旨ですよね。

柳田委員

そうですね。実際にそういうところがある。合志市とか、可能で法務局に供託しているという事実がございますので。

西道委員

この事実について、前事務局の説明ではかつては根拠がないままやっていたということがあったということだったのでしょうか。

事務局

振り返りになってしまいますが、柳田委員から供託の関係で法令根拠の資料要望がございましたので、私どもの方で、条例上の根拠、地方公務員法の根拠、それから自治省選挙課長通知、公選法の関係等をお示ししております。私どもとしての見解をお示ししております。議会でもお示ししております。先の審議会において柳田委員の方から他の自治体においては一部支払い、一部受領ということがあるのではないかというご指摘を受けまして、私どものわかる範囲で調べたのですが、条例上に特段の記載、つまり地方公務員法であるとか、現行条例をある意味特例的に運用できるという特段の記載は、私どもの調べた範囲では発見できなかったということです。

柳田委員

つまりそういうものがなくてもできるということですね。条例上、特段そういうものがなくても、現在の法律の民法の規定によって、法務局にそのような行為をできるという、実際に合志市の方が今年になってから続けていると。これはホームページを見ていただければその例が載っておりますので可能なわけです。ですからこれはできる限り議員の身になって、全額支払わないとは異常な事態ですよ。一年以上も続いているのです。これを異常と思わないという神経は私ちょっと理解できません。それは何らかの形で言及すべきだというのが良識ある判断ではないかと考えます。そのことについても、附帯意見に載せたらどうかと案をお出しいたしますので。

西道委員

今おっしゃった全額を受け取りたくないということで供託をするというのは、そもそもですね、その方は議案に反対をされた方なのだろうなあとは思いますがけれども。いったん条例で決まった以上はですね、本来的には受け取る権利があると同時に、法律上も受け取る立場にあると、こういうことなので、それ自体は、供託するかしないかとか、受け取りがないということは、増額の問題と切り離して支給上の問題であると。ということで、この審議会の審議事項とちょっと離れるのかなあと思います。今回の議事録には載せて構わないと思いますけれども、はたして答申の中に附帯意見として載せるにふさわしいのかどうなのか私自身は若干疑問を持っております。結論だけ申し上げておきますので。

浅川会長

それぞれの方からご意見をいただきました。8時半を過ぎております。お約束通り答申案の原案というかたたき台を作りまして事前に皆様方にお送りさせていただきます。次回第7回は11月12日木曜日、午後1時30分から開催をいたします。場所は同じ501会議

室ということです。ではこれをもちまして第6回特別職報酬等審議会を閉会とさせていただきます。どうも皆様ご苦労さまでした。

(次回以降の日程)

第7回会議 平成21年11月12日(木曜日) 午後1時30分から

第8回会議 平成21年11月17日(火曜日) 午後6時から